

## 緊急ニュース - 2005 年 1 月 1 日

### アメリカ運輸省 (DOT) Research and Special Programs Administration (RSPA) の発動によるリチウム電池に関する Interim Final Rule

✈ 2004 年 12 月 15 日に US DOT (RSPA) は Interim Final Rule Docket No. RSPA-04-19886 (HM-224E) を発動し、貨物としてリチウム一次単電池および組電池 (充電不能のもの) と大量のリチウム一次電池を組み込んだ装置もしくは同梱されているものを旅客機で輸送することを禁止した。またそれらを輸送に供することも禁止した。このルールの実施は 2004 年 12 月 29 日からである。

✈ このルールはアメリカ合衆国発着もしくはアメリカ国内を運航する外国籍および内国籍の航空機に適用し、また、貨物専用機もしくは旅客機にリチウム単電池ならびに組電池を提供する荷送人に適用となる。

この禁止条項は旅客の手荷物として個人の目的で輸送されるリチウム電池およびリチウム電池が含まれている装置には適用とならない。更に、このルールは少ない量のリチウム電池が組み込まれている装置もしくは同梱されているものの貨物としての輸送、また、リチウム二次電池 (充電可能のもの) (例: リチウム・イオン電池) にも適用されない。

✈ RSPA は Hazardous Material Regulations を改訂し、貨物として輸送を依頼する場合、リチウム単電池および組電池で第 9 分類 (その他の有害物件) の分類から除外されるものについては、旅客機に輸送禁止である旨の表示がされていなければならないとする。

✈ この Interim Final Rule は公衆の安全に係わる緊急性があり、規定変更の手続きを行なって公聴会を持つなど、時間の経過を許すことは公衆の利益に反するという判断のもとに実施された。RSPA と FAA はコメント期間終了以前に公聴会を開く予定でいる。公聴会の時期と場所については連邦官報を持って発表する。

✈ これにより変更点の実施は 2004 年 12 月 29 日からとする。  
コメントは 2005 年 2 月 14 日以前にされなければならない。